

# 令和4年度KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務 企画提案募集要領

## 1 委託業務名

令和4年度KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務

## 2 目的

本業務は、KCみやぎ推進ネットワーク構成機関（以下「構成機関」という。）と県内企業が相互に協力して産学共同研究会（以下「研究会」という。）を実施する中で、企業の提案力、技術力及び研究開発力を向上させることを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

## 4 業務内容

2の目的を達成するため、次に掲げるいずれかの種別の研究会を企画運営すること。

### （1）シーズ共有型

構成機関と企業が、勉強会やセミナー等を通じて、研究シーズや企業の課題に対する理解を深め、解決すべき課題を明確にすることで企業の提案力を向上させ、実行・成長型などへ発展することを目指すもの。ただし、県内企業を含む原則2社以上の企業の参画を得ること。

### （2）実行・成長型

シーズ共有型において解決すべき課題が明確になった（又はそれと同等の準備・検討がなされた）テーマの実践を通じて、企業の技術力、研究開発力を向上させ、共同研究や競争的資金への応募などへ発展することを目指すもの。ただし、県内企業を含む1社以上の企業の参画を得ること。

### （3）学生参画型

企業と学生が協働することにより、地域人材の育成に寄与することを目指すもの。ただし、学術機関の学生及び県内企業を含む1社以上の企業の参画を得ること。

## 5 事業規模

各種別の事業費（委託費の上限額）及び採択件数は次のとおりとする。金額には消費税及び地方消費税が含まれるものとする。また、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを保証するものではない。

（1）シーズ共有型 220,000円×1件程度

（2）実行・成長型 850,000円×3件程度

（3）学生参画型 350,000円×2件程度

## 6 応募資格

企画提案に応募する構成機関（以下「企画提案機関」という。）に必要な資格は、次のとおりとする。

なお、構成機関のうち支援機関、経済・産業団体、金融機関が応募する場合は、学術機関の参画を必須とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (4) 県内企業に対する技術的支援、受託研究又は共同研究を積極的に行うなど、県内における産学連携活動の実績を十分に有していること。

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

以下について、8部ずつ（うち7部は写し可）提出すること。

イ 企画提案書（指定様式）

ロ 研究者の業績や研究履歴が分かるもの（論文の要約やウェブサイトの写し等）

ハ その他、企画提案機関が添付を希望する資料（任意）

### (2) 提出期限

令和4年5月13日（金）午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法

郵送または持参とする。

### (4) 提出先

〒981-3206 仙台市泉区明通二丁目2番地

宮城県産業技術総合センター 企画・事業推進部 基盤技術高度化支援班

## 8 応募に当たっての留意事項

- (1) 別紙「KCみやぎ産学共同研究会企画運營業務について」の内容に留意すること。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しない。
- (3) 企画提案に係る費用は、全て企画提案機関の負担とする。
- (4) 同一テーマの研究会は、4に規定する種別ごとに通算して各2年度を委託の上限とする。
- (5) 応募資格、応募方法及び本事業の内容等に関する質疑は、11の問合せ先に対し、電子メールにより行うこと。

## 9 業務委託候補者の決定

### (1) 業務委託候補者の選定方法

県が設置するKCみやぎ産学共同研究会企画提案審査会（以下「審査会」という。）において、6に掲げた応募資格及び9（2）に定める審査項目及び配点に基づき、提出書類により審査し、総得点が満点の6割以上かつ総得点の高い企画提案機関から順に、5で示した事業規模の範囲内で業務委託候補者として選定する。ただし、審査会の裁量により、選定されない場合及び提案

したものと異なる種別の研究会として選定される場合があるものとする。

なお、審査会の判断により、対面又はオンラインによるヒアリング、電子メール等による質疑、又はプレゼンテーションによる審査を行う場合がある。プレゼンテーションによる審査を行う場合は、審査会の10日前までに案内する。

## (2) 審査項目

### イ シーズ共有型

- (イ) 研究シーズ（知識、スキル、ノウハウ等）・アイデアの着眼点がよいか。
- (ロ) 研究会の目的・目標設定が妥当か。
- (ハ) 参画する企業の成長につながるか。
- (ニ) スケジュールが適切に設定されているか。
- (ホ) その他、企画提案内容に優れた内容が含まれているか。

### ロ 実行・成長型

- (イ) これまでの取組から抽出された課題に対する企画提案として妥当か。
- (ロ) 共同研究や競争的資金への応募など、発展が見込める目的・目標設定となっているか。
- (ハ) 参画する企業の成長につながるか。
- (ニ) スケジュールが適切に設定されているか。
- (ホ) その他、企画提案内容に優れた内容が含まれているか。

### ハ 学生参画型

- (イ) 研究会に学生が参画する意義が認められるか。
- (ロ) 研究会の目的・目標設定が妥当か。
- (ハ) 参画する企業の成長につながるか。
- (ニ) スケジュールが適切に設定されているか。
- (ホ) その他、企画提案内容に優れた内容が含まれているか。

## (3) 選定結果の通知

選定結果は、各企画提案機関に対して、書面により通知する。

## (4) その他

過去の委託テーマと同一または関連する企画提案があった場合には、過去の活動報告書を評価の参考とする。

## 10 委託契約に係る注意事項

- (1) 県は、別途作成する業務委託仕様書に基づき、予定価格の範囲内での見積合わせにより、本業務を委託する。
- (2) 県は、本業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容を基に加除修正し、最終的な仕様書として提示する場合があるものとする。

## 11 問合せ先

宮城県産業技術総合センター 企画・事業推進部 基盤技術高度化支援班

電話：022-377-8700      メール：kc@pref.miyagi.lg.jp

## KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務について

### 1 業務内容

本業務は、産学共同研究会（以下「研究会」という。）の企画及び運営をするものとし、業務内容は概ね次のとおりとする。

- (1) テーマに関する調査及び研究
- (2) 勉強会・セミナー等の開催
- (3) 企業、関係機関等との情報交換・打合せ
- (4) 新技術の実用化や新製品の開発等に関する調査・分析・研究
- (5) 試作品の設計・製作・加工及び試験・評価
- (6) 実用化に向けた実証実験、実証評価
- (7) 上記のほか、産学共同による提案力、技術力及び研究開発力の向上を促進する取組

### 2 委託要件

- (1) 参画企業が参加する研究会活動を、委託期間中に3回以上実施すること。ただし、KCみやぎ推進ネットワーク構成機関（以下「構成機関」という。）のうち支援機関、経済・産業団体、金融機関が本業務を受託する場合は、学術機関の参画を必須とする。
- (2) 本業務を受託した構成機関（以下、「受託機関」という。）は、業務完了後、宮城県（以下「県」という。）が定めた期日までに業務完了報告書を提出すること。
- (3) 受託機関は、本業務の成果（中間のものを含む）を、構成機関が参集する場（KCみやぎ推進ネットワーク連絡会等）で発表すること。
- (4) 受託機関は、研究会のテーマ名、受託機関名及び運営者名を県ウェブサイト等で公開することを承諾すること。
- (5) 受託機関は、県職員が研究会に出席することについて、許容すること。

### 3 委託に要する経費

1の実施に要する以下の経費とし、条件等については別表のとおりとする。

なお、契約締結時の委託金額には、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。

- (1) 人件費  
受託機関に所属し、研究会の企画運営を行う者（以下「運営者」という。）の人件費  
ただし、業務日誌等により、業務内容、従事時間、場所等を確認できるものに限る。
- (2) 事務費  
印刷費、事務用品費、消耗品費、通信費等の事務経費
- (3) 研究会運営費  
会議室借上料、運営者等（運営者、研究者、学生、参画企業の社員等）の旅費、講師等の謝金及び旅費、資料作成費、情報収集費等
- (4) 原材料費

分析、研究及び試作品の製作等に直接使用する原材料等の購入に要する経費

(5) 外注費

試作品の製作，調査・分析・評価等の外注に要する経費

(6) その他の経費

上記のほか県が必要であると認めた経費，間接経費等

4 研究開発成果の帰属

本業務の実施に伴い，知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権（以下「知的財産権」という。）が発生した場合，当該知的財産権は，以下の3条件を遵守することを条件に，原則として受託機関に帰属するものとする。

- (1) 受託機関が当該知的財産権に関して出願・申請等の手続を行った場合，遅滞なく県に報告すること。
- (2) 県が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合，受託機関は県に対し，当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 受託機関が正当な理由なく当該知的財産権を相当期間活用しておらず，県が特に必要があるとして要請する場合，受託機関は当該知的財産権の第三者への実施許諾を行うこと。

5 成果発表における表示

本業務の成果（中間のものを含む）について対外的に発表する場合は，KCみやぎ産学共同研究会により実施した旨を表示すること。

別表

## 委託に要する経費の条件等について

### 1 区分ごとの割合に関する条件

区分	シーズ共有型	実行・成長型	学生参画型
人件費	—	全体の10%以内	
事務費	—	全体の5%以内	
研究会運営費	運営者等（講師以外）の旅費は全体の30%以内		
原材料費	—	全体の80%以内	
外注費	—	全体の50%以内	
その他の経費	間接経費は全体の10%以内		

### 2 その他の条件

(1) 以下の経費については対象外とする。

- イ 構築物の改築・修繕
- ロ 汎用性のある機器・器具等の購入・修繕
- ハ 受託機関が所有する施設・機器等を用いた場合の使用料・光熱水費等
- ニ 研究会に参画する企業等の社員・役員に対する謝金・人件費
- ホ 学生参画型に参画する学生の人件費
- ヘ 知的財産権の取得等に要する経費
- ト 委託契約締結前又は委託期間終了後に支出した経費

(2) 旅費に関する条件については、次のとおりとする。

- イ 全体に占める運営者等に対する旅費の割合は30%以内とする。  
なお、講師等に対する旅費は、これに含まない。
- ロ 運営者等の学会参加・先進地視察地等に係る旅費は経費としてよいが、研究会活動にどのように生かされたか等を業務完了報告書に記載すること。

(3) 受託に伴う管理等の経費として間接経費を計上してよいが、全体に占める間接経費の割合は10%以内とする。

(4) 科学研究費助成事業等、他の公的資金等との合算・混合使用は認めない。